

使用テキスト 林宣嗣 (1999) 『地方財政』 有斐閣
評価の方法 期末テスト (に加えて、レポートを課す可能性もあり)

10月13日

1. 財政学 (public finance) とは

財 = 「経済」を表す

「経済」の語源 = 『経世 (国) 済民』

政 = 「政治」を表す

∴ 財政 = 「経済」と「政治」の交錯する領域で生じる現象である

public finance fin: 「おわり」の意味がある
公的 資金調達

2. 財政学の考え方

(1) 経済学と財政学は全く別物であるという考え方

→ 「経済学」 = 経済現象を取り扱う

「財政学」 = 経済には現れない政治過程 (現象) を取り扱う

(2) 政治学の要素を財政学は有するという考え方

→ 財政学は経済学で扱ってもいいが、財政学から政治学の要素を除いてのみ財政学を経済学で扱うことが可能となるという考え方

⇒ 経済学の応用 = 財政学

(3) 財政学は経済学の一分野であるという考え方。しかし、政治の部分も入っている

→ political economy の考え方に近い

3. (1) の考え方の具体例 1

i) カメラリズム (ドイツ官房学派)

有産 (家産) 国家 領地収入 + 特権収入
↓ (農地収入) (特権を付与し、その特権から収入を得る)
↓ ⇒ これだけで、当初は財政を十分賄うことができた。
↓

しかし、経済発展や対外戦争により、支出が多くなってくると…

↓
↓
無産 (非家産) 国家 領地収入 + 特権収入、だけで支出を賄えなくなる

<租税国家>



懇願税 (ベーデ) へ

国家の最大の関心＝いかにして、租税収入を得るか？

4. (1) の考え方の具体例 2 – ドイツ財政学 (正統派財政学)

時期 19C 後半

- 特徴
- ・ 租税 (税金) を徴収する (とる) 側の視点に基づいて考えられている
 - ・ ビスマルクに代表される、社会政策重視の政策
- 社会政策 = 社会福祉 + 累進課税 (progressive taxation)
- 所得分配の公平を実現しようとする
- ∴ 租税を「とる」ことに関心が持たれた

☆このように、租税をいかに扱うか？がドイツ財政学の中心課題となった

アドルフ・ワグナー (A.Wagner) ドイツ財政学を完成させた人
Wagner の租税原則 (4 大原則 9 小原則)

5. (3) の考え方 – 古典派経済学

→ 重商主義 (貿易活動を重視する考え方) の考えに反対

<重商主義の基本的考え方>

→ 財政がうまくいくと、経済もうまくいくものだ…

<特徴>

i) 国庫の経費 (= 公共支出) は生産的

ii) 内国消費税は良税

iii) 公債 (例: 国債) は生産的

(説明)

i) 国が行う経済活動は経済にとって良い影響をもたらす

ii) この時代の代表的租税 = 人頭税 (一人あたり定額の定額税)

→ ただし、これには免税特権があった。(貴族や僧侶)

→ このような状況では、公平な課税ができていない。

∴ 金持ちほど、支出が多くなるので、その支出に対して課税する方が望ましい (この意味で、消費税は良税である)

iii) 政府の政策は、良ければ良いほど、経済状態は改善される。

∴ 公債発行によって得た収入でそのような活動を促進することは良いことである。

重商主義に真っ向から反対する考え方 ~ アダム・スミス (Adam Smith)

Adam Smith (1776) 'Wealth of Nations' 『国富論』 or 『諸国民の富』

<Adam Smith を知る key words>

夜警国家 神の見えざる手 (invisible hand)

<基本的考え方>

(1) 国が豊かになると、財政も豊かになる

⇒財政政策も自ずからうまくいくものだ…

(2) 資本蓄積が重要である→それを阻害するのは望ましくない

∴国を豊かにする⇒その源泉は富である

→では、富の源泉は？＝人間労働である (労働価値説)

→では、人間に労働をさせるにはどうしたら良いか？

<労働の分類>

i) 生産的労働

ii) 不生産的労働 例) 公務員の活動

<特徴>

i) 国庫の経費 (= 公共支出) は不生産的

ii) 内国消費税は良税ではない

iii) 公債 (例: 国債) は不生産的

(説明)

i) 国は、本来なら民間部門で使われた資源を不生産部門へもっていく

ii) 消費税は労働者の購入する消費財価格を上昇させる。よって、賃金が上昇し、企業の利潤が減少し、ストック蓄積が減少する。

iii) i) と同じアイデア

◎まとめ

→経済と政治が交錯する所で生じる現象＝財政である

∴財政は、政治と経済が密接に関係するのである。

2 時間目

<復習>

(1) 経済主体＝家計・企業・政府、を指す。

(2) 効用 utility＝満足度のこと。

0. 経済学とは？

→希少な資源 (例: 天然資源・人的資本など) をどのように (うまく) 効率的に配分するかを研究する

⇒ただし、一般的にこれらの資源を使用できる量は限られている (所得制約など)

∴この制約の下で精一杯のことを、各経済主体は行おうとする（と仮定して議論を進めていく）

1. 政府の(経済学的)目的

- (1) 家計：家計は何を目的に経済活動をするか？＝**効用最大化**（但し所得制約がある）
- (2) 企業：企業は何を目的に経済活動をするか？＝**利潤最大化**
- (3) 政府：よく分からない。しかし、租税を徴収しないと、政府の活動はできない(租税国家)

教科書図 1－1

2. 国民経済計算(SNA)による政府の分類

	中央政府	1つ
一般政府	地方政府	47都道府県，688市，2564町村(1997年3月末現在)
	社会保障基金	医療保険や年金など
公的企業	中央	公団・公庫
	地方	公的企業(バス・地下鉄など)

3. 地方政府の規模(平成9年度)

(1) 税収の比較

総額 91兆7562億円	地方税 36兆1555億円	国税 55兆6007億円
	比率 39.4%	60.6%

(2) 歳出(＝1年間に政府が支払う金額)の比較

総額 148兆7475億円	地方 96兆4195億円	国 52兆3280億円
	比率 64.8%	35.2%

<特徴>

地方の税収：国税の税収＝4：6

地方の歳出：国の歳出＝6.5：3.5

∴地方の税収は少ないのにもかかわらず、歳出は多い。

(税収の国と地方の比率と歳出の国と地方の比率がほぼ逆転している)

⇒地方の不足分は、主に国からの財政トランスファー(＝国から地方への財源委譲)によって賄われている



この事実から、わが国の地方財政で生じている問題を説明することができる。

(3) 財源不足を穴埋めする方法

I) 地方債の発行による借金

II) 国からの補助金・地方交付税交付金 ←これが、大きな割合を占めている

(4) A.Wagner の「経費膨張の法則」

⇒国民経済が発展するにつれ、政府規模が絶対的に(継続的に)増加していくのみならず、相対的にも増加する。

<数式による理解>

$$\text{EXP}/\text{GDP} = (\text{p}/\text{GDP}) \times (\text{EXP}/\text{p})$$

右辺第1項 (p/ GDP) の意味=人口一人あたりの GDP の逆数

右辺第2項 (EXP/ p) の意味=政府の一人あたりの歳出

つまり、p/ GDP が上昇したり (=一人あたり GDP が減少する), EXP/ p が上昇したり (=一人あたり EXP が増加する) すると、左辺は上昇する。

(現実)

⇒人口の伸びよりも支出の伸びの方が大きかったため、国内総生産 GDP に対する支出額は増加傾向にある。

∴地方財政の規模は増大する傾向にある

3. 増大する地方財政の規模

→地方財政が増大する要因とを次の2つの側面で捉えることができる

・需要面の要因-(1) 社会保障へのニーズの拡大

かつては、国家は『最低限の生存権の保障』のみを考えれば良かった (ナショナルミニマムの考え方)

↓

しかし現在では、拡大解釈されて、健康で文化的な生活水準の保障を考えるようになった

∴公共サービスの範囲が必要不可欠な基礎的・必需的なもの (ナショナルミニマム)

↓

高次・選択的なものへとグレードをあげてきた

→これを、地方政府が住民に独自に提供=シビルミニマム

→地方ごとに考える最低水準を保障しようとする

∴必然的に高い水準の保障を実現しようとする＝支出↑する

・供給面の要因－(1) 都市化や人口増加によりある一定の水準の公共サービス供給を維持しようとするれば

総供給コストが上昇する

(2) 家計や民間企業の役割が公的部門に移る→公的供給↑→支出↑

(例：駅前の駐輪場，介護)

4. 国にコントロールされる地方財政

→国税の中でも、所得税・消費税・法人税・酒税・タバコ税の収入額の一定割合が地方交付税として交付される。

⇒国は、お金も出すが、地方政府に対して口も出す。

(1) 仕事の種類でのコントロール

→**機関委任事務**

知事や市町村長（まとめて、首長という）に国が強制的に仕事を任せる。

首長が国からの仕事を断ることはできない。断っても、国が代理して執行する。

⇒ただし、**地方分権一括法**により機関委任事務は廃止され、**法定受託事務**となる。
(しかし、本質的なところは変化しない)

(2) 財源面でのコントロール

<用語>

地方政府が自ら確保する財源 = **自主財源**

国(中央政府)から移転される財源 = **依存財源** という

I) **地方税** 「自主財源」と呼ばれる

II) **地方交付税** 国から地方への移転支出

III) **地方譲与税** 国から地方への移転支出 これら I～V に関して、注文つける

IV) **国庫支出金** 国から地方への移転支出

V) **地方債** 「自主財源」と呼ばれる

☆自主財源が↑すると、地方の自主性が↑する。

→但し、自主財源に対しては国からの大きな制約が課されているのが現実。

⇒それを変えていこうとするのが最近の流れになっている

10月20日

テキスト16～地方財政の課題

1. 地方財政の危機

地方財政の危機を判断する指標

(1) 地方の借入金残高 (図1-7参照)

→今までどれくらい借金をしてきたかを示す。GDP比で2割を超えている

<特徴>1993年ぐらいから借入金の額が増加→借入金残高が上昇している

(2) 経常収支比率

経常収支比率＝人件費・交際費など毎年経常的な支出／経常的な財源(地方税・地方交付税など)

経常収支比率は、市であれば75%、町村70%ぐらいが適当。

→経常収支比の残りが経常余剰として、経常的な経費以外(例：公共事業)に使える。

よって、経常収支比率が高くなると、公共事業などを行えなくなったりしてしまう。

(3) 公債費負担比率

→一般財源が地方債の元利償還である公債費にどの程度当てられるかその割合を示すもの。

⇒15%を超えると危ない。1996年度全国平均は14%ぐらい。

第2章 国と地方の機能分担

1. 財政の三機能 (Musgrave による分類)

(1) 資源配分機能

(2) 所得再分配機能

(3) 経済安定化機能

地方財政は(1)～(3)のどれを担当するのか？全部か？(答えは最後)

◎それぞれの機能の意味

(1) 資源配分機能

→限られた資源を用いて何をどれだけ生産するのか。

また、できたものをどのように消費や投資などへ振り向けるのか？

これを、『資源配分の問題』という。

市場経済を前提とすると、市場で価格と需給量がきまる。では、どのような人が市場に参加するか？

→モノの買い手である消費者とモノの売り手である企業である。

10月27日

<前回の復習>

消費者の経済活動の目的=消費者の効用最大化を目的とする。

企業の経済活動の目的=利潤最大化を目的とする。

では、どのようにそれぞれの目的を達成するか？

→市場でモノを売買することにより、価格メカニズムを用いて取引を行う。

→消費者の需要と企業の供給が均衡するような産出量・価格で決定。

→この状況は良い。(限られた資源が有効に使われている)

⇒「パレート効率性」が満たされている。

◎**パレート効率性** (パレート最適) Pareto efficiency (optimum)

<定義>

→与えられた状況下でみんなが満足しきっている。

→その中で、ある人の効用を下げることなくある別の人の効用を上げることができない状態。

⇒まあ、これは限られた資源が有効に使われているので良い状況である、と判断される。

☆経済学は、パレート効率性を非常に重視する。

☆市場経済で価格メカニズムがうまく機能すると、パレート効率的な配分が実現する。

→しかし、うまく価格メカニズムが機能せず、市場経済がパレート効率性を達成できない状態もある

⇒その状態を、「**市場の失敗**」という

・パレート効率性が実現している時の経済の状態

<仮定>消費者は2人 (A,B) で、財は2財 (X,Y) のみ、という単純な経済を仮定する
生産要素を労働 (L) のみとする。

経済全体の労働量を L 完全雇用を仮定 $\therefore L_x + L_y = L$

$X = f(L_x)$ Xの生産関数 (i) この関数の**限界生産力逓減**を仮定する。

$Y = g(L_y)$ Yの生産関数 (ii) この関数の限界生産力逓減を仮定する。

(i)(ii) より、**生産可能性曲線** (production possibility curve) を導くことができる。

⇒そして、生産可能性曲線の内側の四角形の中で消費することができる。

その中の長方形部分だけを拡大して、どのように分けると良いか？を考えると

$X_a + X_b = X_o$ $Y_a + Y_b = Y_o$ という条件下で各人の選好を**無差別曲線**で表す。

⇒すると、A,B の無差別曲線が無数に引け、その中で2人の無差別曲線が接する点や交わる点が見つかる。

☆無差別曲線が交わる点はどうか？効率的に分け合っているか？

→まだ、2人の満足が高まる余地がある。

→ということは、当初の点はパレート効率的な点ではない。

☆無差別曲線が接する点はどうか？効率的に分け合っているか？

→2人の満足が同時に高まる余地はない。

→ということは、当初の点はパレート効率的

↓

このパレート効率を実現する点を集めたもの=契約曲線という。

→契約曲線上では、パレート効率性を実現している。

∴ $MRSa=MRSb=(P_x/P_y)$ でパレート効率性を実現する。

(P_x は X 財の価格, P_y は Y 財の価格。 $MRSa$ は A の, $MRSb$ は B の **限界代替率**。)

<参考> P_x/P_y のことを X 財の Y 財に対する **相対価格** という

例 X 財 400 円 Y 財 2000 円とすると、

$P_x/P_y=1/5$ これを相対価格という。

→X 財 1 単位で Y 財が 5 分の 1 単位購入できる

◎では、パレート効率的な消費の方法は良いのか？

<答え>ちがう。

<理由>

生産可能性曲線に接する曲線の傾きと生産可能性曲線の傾きが異なる場合は、よろしくない。

→生産可能性曲線の傾きのことを、**限界変形率** (MRT) という。

⇒MRT は、X 財の生産を増やした時に Y 財の生産をいくら減らせば良いかをしめたもの。

$MRT \neq MRSa = MRSb$ という状況では、パレート効率性を満たしていない。

例 1) $MRT > MRS$ なら

→X 財の生産を 1 単位減少させると、Y 財の生産は MRT 分だけ上昇する。(生産可能性曲線より)

A の効用は X 財が 1 単位減少しても、Y 財が $MRSa$ 分上昇すると同じ無差別曲線状に留まることができる

しかし、 $MRT > MRS$ なら、Y 財を MRS もらうより MRT もらう方が効用が上昇するので、効用は以前の水準より上昇する。

∴消費者 B の状態を変えずに A の効用を上昇させることが可能。
∴以前の状態は、パレート改善の余地がある。
⇒パレート効率的ではない。

<具体例>

MRT>MRS のとき、（例えば MRT を 6，MRS を 5 とすると）

X 財の生産を 1 単位減らすと Y 財の生産は MRT 分、つまり、6 だけ上昇させることができる。

ここで、A さんにとって本来 X 財の消費を 1 あきらめると Y 財の消費を MRS だけ、つまり 5 だけ上昇させれば同じ無差別曲線状にとどまることができる。

しかし、MRT>MRS より、実際は 6 を消費することができ、(消費が多ければ多いほどその人の効用が高まると仮定している) 効用が以前の状態より高まる。

∴パレート効率的ではない。

(MRT<MRS のときも同様に考えてパレート効率的ではない。)

∴MRT=MRS のときが、パレート効率的である。

市場経済が完全に機能すると実現するパレート効率性の条件。

(1) $MRS_a = MRS_b$ (消費面)

(2) $MRT = MRS$ (消費と生産面)

(3) <生産面>今回は考えない。

◎経済学の復習

・生産関数の接線＝限界生産力 (Marginal Production : MP)

(この場合は労働のみを考えているため労働の限界生産力。)

・無差別曲線 (なぜ、原点に向かって凸かは各自で調べる)

→この曲線の接線の傾きが限界代替率 (Marginal rate of substitution: MRS) である。

$MRS =$ 同じ無差別曲線上にとどまるために、X 財を 1 単位消費を増やした時に Y 財を何単位あきらめないといけないかを示したもの。

ところが、パレート効率的な資源配分を市場は実際できない

⇒政府が介入してくる。

(2) 所得再分配機能

→政府がいなくて、パレート効率性が実現したとする。しかし、そこで実現した所得分配はいいのか？(望ましいのか？)

例) A さんが一人占めしていても、パレート効率性を実現していたらそれはいいのか？

(3) 経済安定化機能

→景気循環が市場経済にはつきものである。その中で、例えば不況期に失業者があふれた時に政府が何らかの方法で介入するのはどうか？

2. 市場がパレート効率性を達成できない時の政府の役割

1) 市場の失敗

市場経済がパレート効率性を達成できない。

⇒市場の失敗 (market failure) という。

◎市場の失敗が起こる理由

- ・財に価格を付けることができない場合もあるのでは？
- ・市場そのものが存在せず、財の分配ができないのかもしれない。 etc.
- ∴その結果、適切に財の供給がなされない場合も出てくる

2) 市場の失敗の結果発生する財・サービスの供給

⇒**公共財** public goods ←→ **私的財** (民間財) private goods

3) 公共財と私的財との比較

I) 公共財の特徴

- (1) **非競合性**
- (2) **非排除性**

この2つの性質を備えた財・サービスを指す。

説明

- (1) 非競合性＝ある人の消費が他人の消費を妨げない性質。
- (2) 非排除性＝費用 (対価) を支払わない人を消費から排除することができない、
または、コストがかかるなどの理由で不可能な性質。

II) 私的財の特徴

- (1) 競合性 ある人が消費している時、他人は消費することができない。
- (2) 排除 (可能) 性 ある財について対価を支払った人のみ消費を行うことができる。

例) 一般道路の性質

- ・一人の人が歩いているからといってもう一人の人が通行することが競合しない。
- ・お金を払っていないからといって道路を歩くことを排除されない。

→みんな消費させた方が満足が上昇するしまた、お金を払う人と払っていない人とを区別できない。

⇒そうすると、財の生産が行われないケースも出てくる。

⇒市場機能が働かない (失敗している)

では、誰が修復させるか？企業？消費者？ ×

∴政府が非排除性や非競合性をもたらす財を供給する。

では、その財源はどこから来るのか？政府の自己資産か？

⇒政府はそれほど財産を持っていない。

∴国民から租税を徴収し、供給する。

（ただし、政府の提供するサービスでも利用者を特定できるサービスについては料金を課すことができる。例：パスポートの申請）

3) 公共財の分類

・純粹公共財 pure public goods (1) 非競合性 (2) 非排除性の性質を持ち合わせている。
例) 国防。

・混合財 mixed goods

⇒誰が賄うか？この決定は、国や政府、また時代により異なってくる。

では、私的財について、政府はなんら関与はしないのか？

→実際関与を行う。例) 教育、医療・年金

・教育の特徴

→基本的に、授業を払った人のみ授業を受けること可能 (排除可能)

また、競合性も持ち合わせる。(教室の収容人数の関係などから)

∴私的財の要素を十分持ち合わせており、現実的に私立大学も存在する。

→しかし同時に、国立大学もある。なぜか？

<理由>義務教育

⇒教育に対して、時の政府が価値を認めている (教育水準があがると経済発展などに貢献する)

→税金を使ってでもそのような価値のある財を供給しようとする

これら、価値（メリット）をもたらすと政府が温情主義的態度から考え、国民に強制的に消費させるような財を価値財 merit goods という。

（これまで政府が供給してきた）混合財の供給を民間に任す＝民営化

◎まとめ

財政の役割は3つある。民間経済では調達 (供給) できない公共財を供給する。これには2つの性質があり、その2つの性質を完全に満たす典型的なものとして純粹公共財がある。それは、国防のようなものである。

ただし、時の政府の判断により本来私的財であるような財を提供することもある。これによって提供された財を価値財と呼ぶ。価値財の例として、教育などが挙げられる。。

地方自治体の仕事

→資源配分機能を担当する

例) 地方公共財の供給

残り2つはあまりタッチしない方が良い。

11月10日

テキスト38ページ

1. オーツの地方分権定理

<結論>

(1) 中央集権で公共財供給量決定する

(2) 地方分権で公共財供給量決定する

なら、(2)の方が良い。

図示 (p 39の図を参照)

縦軸に価格，横軸に数量をとる。

1) 供給面

公共財供給のための費用は一定で，これと数量の関係を示すと公共財の供給曲線となる。これはMCとなる。

ここで，MCは一定であると考える ($\therefore$ MC曲線は水平である)

2) 需要面

各地域 (a, b 地域) の需要が違うことに注目している

図では，a 地域の需要量は D_a , b 地域の需要量は D_b で表されるそれぞれの需要曲線は MB を示している (高さが MB を示す)

ここで，需要と供給が均衡する点では， $MB=MC$

この点では，(社会的) 余剰が最大化されている

これは，b 地域にも当てはまり，

この結果図では a 地域は Q_a で，b 地域は Q_b で需給が均衡する

2) 中央政府が画一的に公共財供給する場合

Q_a と Q_b の間の Q_c (Q_a と Q_b の中間) で公共財供給が決定される

<問題>

a 地域では，純便益 ($=MB-MC$) が低下し，b 地域では ECD の社会的余剰が失われる。

$\therefore$ 三角形合計分の余剰が低下する (厚生ロス)

<結論>

中央主権で画一的な供給量を決定すると厚生ロスが生じて良くない。

よって、地方政府こそが住民の選好を良く知っているし、地方のニーズにあった地方公共財供給ができる。よって、地方分権が良いという結論が得られる。

☆この理論の前提(仮定)

- i) 各地域の選好(需要)が異なる
- ii) 各地域の地方政府が住民の選好を完全に知っている

現実

- ii) 実際の所はかなりあやしい。分かっているけど、そこまで(必要な量まで)本当に供給するか？
どれだけ、住民のニーズに応えることができるのか？

第3章 制度としての地方財政

地方自治を財政面から支える＝地方財政である。

では、地方自治とは何をさすのか？

1. 地方自治の本旨(憲法92条)

憲法92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

「地方自治の本旨」の一般的解釈

(1) 住民自治 (2) 団体自治、の2つに分かれる

(1) 住民自治の内容

→住民自らが自らの手で治めていくこと

(2) 団体自治の内容

→地方のことは、国から独立した地方公共団体が自主性・自立性を持って自らの判断と責任をもって自らの地域の行政活動をする

これら(1)(2)をサポートするため、地方財政がある。

地方公共団体の仕事(事務＝仕事のこと)

(1) 事務の種類

i) 固有事務――その地方に固有の事務で責任を持って行う

・ 首長などを選ぶ選挙の仕事 ・ 住民の福祉のためとなる仕事

ii) 団体委任事務――法律などにより普通地方公共団体に委任する事務

委任者＝国など

委任された地方公共団体はそれを地方の仕事として行う。地方の方でその仕事を

どうするか議論することはできる。

＜参考＞普通地方公共団体の他に特別地方公共団体がある。例) 東京 23 区，財産区など

iii) **行政事務**——行政が公権力を持って住民のある種の権利などを制限する。警察

iv) **機関委任事務**——

委任者＝国など 委任の対象＝首長（市長，知事など）

→知事・市長などに対して委任されており，仕事を国の仕事としてやらないといけない。

この仕事に関しては，地方議会で審議して仕事の内容を変えるようなことはできない。

最近の例) 沖縄県の知事が機関委任事務を拒否した（国が県を提訴）

＜現実の仕事の割合＞

仕事の割合としては，i) の比重が高いわけではなく，iv) の比重が高いのが現実。

都道府県 80～85%，市町村 40～50%が機関委任事務となっている

＜改革の方向＞

地方分権推進委員会が設置され，そこで機関委任事務の廃止がうたわれた。そして地方分権一括法（1999）により，機関委任事務は廃止され，法定受託事務と自治事務にわけ，機関委任事務は廃止された。

2. **シャープ勧告**の理想と現実

国の仕事と地方の仕事の共通部分がないのが分かりやすい事務の分担であるが，実際は重なり合う所（共通部分）もいくらか出てくる。

分かれていると，それぞれの活動の財源は国税・地方税で賄えばいい話であるが，重なり合う部分があると，共通部分をどうするかは問題となる。

問題

仕事の内容を地方は自分で決めているか？

地方の仕事をするのに必要な資金を自前で調達しているのか？

答

地方公共団体独自で，仕事を決めていないし，自前のお金のみで賄うことはできない（国のお金に頼らないといけないし，地方が行う仕事についても国が何らかの形で介入している）

問題 国・都道府県・市町村がどのように仕事の分担をするか？

シャープの勧告（1949）

直接税中心主義（所得税中心）

- 取引高税の廃止,
- 付加価値税を勧告に盛り込んだ。しかし、実施されず廃案となった。

シャウプの行政事務配分に関する三原則

(1) 行政責任明確化の原則

- 可能な限り、国・都道府県・市町村の事務は完全に区別し、1段階の団体には一つの固有の事務が割り与えられるべきである。
- 仕事を割り振るときは責任を明確にし、それぞれの仕事をするのに必要な財源は独自に徴収すべき。

(2) 能率の原則

- 事務を効率的に遂行するために、それぞれの事務は規模・能力・財源の整ったいずれかの段階の行政機関が行うべきである
- 規模や能力、財源など全てを勘案して、特定の行政機関に事務を割り振る。

- (1), (2) を考慮した上で,

(3) 地方公共団体(市町村) 優先の原則

- 事務の遂行は最下級(市町村)に割り当てられる。市町村には第1の優先権、都道府県は第2の優先権を持つ。最終的に手におえない時は国が行う。

∴地方税の拡充+財源保障、がうたわれた。

シャウプ勧告を受けて、わが国でも神戸(かんべ)委員会ができ、審議が成された。

<実際の動き>

- シャウプ勧告の大部分が実施されなかった。(省庁の抵抗にあったなど)

2. 地方財政制度

1. 国と地方の経費負担区分

- これは地方財政法にある

(1) 大原則 地方団体またはその機関がその事務を行うために必要な経費は全額その地方団体が負担することを原則とする。

(2)(1)の経費の内、国地方の相互の利害に関係する一定の事務に要する経費(義務教育, 生活保護), 国民経済的見地から行われる大規模な建設事業に要する経費, 災害復旧に関する経費は、国がその費用の全部または一部を負担する。(もちろん地方が一部負担することもある)

(3)(1)の経費の内、専ら国の利害のために行う事務に要する経費については、地方団体はその負担の義務を負わず国が負担する 例) 選挙, 国勢調査

(4) 国が自ら行う事務に要する経費は国は地方団体に対して負担させてはいけない 警察・防衛・司法

この結果、機関委任事務の力が大きくなってきた

2. 地方の歳入

3-1

地方全体の歳入の中で地方税の割合が3割近く→「**3割自治**」

地方の歳入だけで GDP の2割近くある

(1) 地方譲与税

本来地方税を課けたら良い税源があるが徴税上の便宜上、地方が取るよりも国がとるほうがよく、国からその分を一定の基準で地方に委譲している。

(2) 国庫支出金 (通称：補助金)

- ・ **国庫負担金** 国に利害があり、地方が実施する特定の事務に対して法令で国の費用負担割合が決まっているもの
- ・ **国庫委託金** 国の本来仕事であるが、行政効率の観点から地方に委託したときがよい時に支給される委託金

(3) 国庫補助金

- ・ **奨励的補助金** 国に政策的見地から奨励されるが地方にやって欲しい仕事に対して交付する
- ・ **財政援助的補助金** 地方の負担を軽減するために交付する補助金

特に (3) が額的にも非常に大きい

地方交付税交付金 S28～

国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税の5税）の一定割合を地方公共団体の財政力格差に応じて配分する。

(参考) 所得税・法人税・酒税の32%，消費税の29.5%，タバコ税の25%，が地方に移る。

財政力格差

ある仕事をしたいのに、自前の収入があまり無い時、その格差を埋めるために交付税は用いられる。

∴自分のやる仕事に対する差額の大小に応じて交付税がもらえる

この仕組みがあるため、財政力がない県でも豪華な橋や建物が作られることになる。

12月1日

1. 中央政府による地方のコントロール

1) 財源面でのコントロール

歳入面で国が地方をコントロール(支配)する

例) 地方税——地方税法に規定(地方税法に基づき地方税は課税される)

2) 地方税の分類

(1) 普通税

<特徴>

用途非限定

<分類>

i) 法定普通税

ii) 法定外普通税 地方税法で定められていない税

→自治大臣(自治省)に事前に相談の上許可が必要である

○地方分権一括法により、許可⇒**事前協議制**に変更になった

(税率に関して)

→地方税法で決められている。<**標準税率**(固定資産税なら

1.4%)>

これより低率で課税することもできるが、その時には、地方債発行の際に制限がつく

超過課税(ただし、**制限税率**(上限の税率、固定資産税なら2.1%)を超えてかけることはできない)

(2) 目的税 <特徴>用途限定

◎まとめ

中央政府による地方公共団体のコントロールとして次のようなものがある。

1) 税目の縛り 2) 税率の縛り

2. 地方債(p54)

地方公共団体の財源が不足する時に発行される

→発行条件があるが、その条件に合致すれば必ず発行できるのではなく、地方債発行には許可が必要

<発行が拒否される場合>

1) 標準税率より下回る税率を課している場合には(例:固定資産税1%)、発行が拒否

される

→いままでは、標準税率以下なら地方債発行は禁止されていたが、地方分権推進法により、それはなくなった

2) 起債制限比率

→自由に使える財源の内、何割を借金返済に使われているかを見ている

これを3年間見て20%をこえていると、財政状態が健全でないと判断され、地方債発行が禁止される

地方分権法により、**許可制**から事前協議制になった。(しばらくは許可制が続く)

◎まとめ

地方分権とは、自分で決めたことを自分のファイナンス資金で行うということであるので、

わが国の分権度は低いといわざるを得ない(中央依存度が強い)

3. 地方の財政支出

1. 国の場合

- ・ **一般会計** 通常、予算といわれるもの(税金を取って)
- ・ **特別会計** 特別の目的のために作られたもの 例) 国立学校特別会計など合計38ある

2. 地方の場合

地方の場合は、ある特別会計が存在する地方もあるし、ない地方もある

∴比較しにくいので、次のような分類がなされる

- ・ **普通会計**
- ・ **公営事業会計** 公が経営する事業に対する会計 例) 市バス、上下水道など

歳出

(1) **目的別分類** 地方自治体がどのようなものにお金を使っているか

(2) **性質別分類** 地方がどのようなお金をインプットとして用いて、どのように用いているか

c f. 国の場合、(1) に対応するのは、**主要経費別分類**

(1) 目的別分類

都道府県では、教育費が多額を占める(義務教育に関わる教職員の給料の半分を都道府県が負担するから)

市町村では、土木費が多額を占める。(公共事業に関係する)

p 62 地方の財政運営

1. 財政民主主義と地方財政

財政民主主義 財政面で民主主義を保障しようとする考え方 「代表なければ課税無し」

予算=国民からとったお金の歳出・歳入一覧表

予算をつくらない財政民主主義は考えられなくて、議員の1つの大きな仕事は予算を作ることである。

2. 予算作成の際の原則

(1) **予算公開の原則** 予算を作成すると、それを住民に対して公開しないといけない
財政民主主義の根本となる

(2) **事前議決の原則** 予算はあらかじめ決めておかないといけない
会計年度4月1日から翌年3月31日

∴3月31日までに次の年の会計年度の予算を決めておかないといけない
そうしないと、地方自治体の仕事ができない(もし決まらなかったら、暫定予算を作成し、本予算執行後に吸収される)

(3) **会計年度独立の原則**

平成12年会計年度 平成12年4月1日～平成13年3月31日と平成13年会計年度 平成13年4月1日～平成14年3月31日 はそれぞれ独立しており、平成12年度に取られたお金を平成13年度に使うということとはできない。

∴1年1年で区切ると自分たちが支払った税金の使途が良く分かる

もちろん、厳格にこの仕事を実行すると、長期請負の公共事業などができなくなるので、この例外をいくらか認めている。

(3) **総計予算主義** 歳入と歳出は漏れなく全て予算に計上しないといけない

(4) **単一予算主義** 予算は1つだけ作成

ただし、これにこだわると不都合が発生するので、この原則の例外として特別会計が存在する。

3. 予算作成の方法

予算編成権は地方団体の長(首長)に属する c f 国は内閣の専権事項

10～11月頃に方針を決定し、各部署が予算作成担当部署に予算要求をする(国なら概算要求)

↓

予算作成担当部署はそれを、査定する(12～1月)

↓

予算書(2月)作成 都道府県・政令市には提出30日前までに、市町村は20日前までに作成

↓

議会へ提出(3月)

↓

審議

◎もし議会がある議決を行った時に、首長が再議の要求ができる(首長の拒否権)ことも可能

◎議会が予算を議決しない時は、首長が議会に代わって予算を決めるという、専決処分権をもっている

↓

採決→可決→執行

年度の途中で予算を変更したい時には、補正予算を作成する(ファイナンスの方法を明記している)

この回数は不定である。

↓

決算(監査) 無駄遣いが無かったかの監査がつく

<特徴>決算の力が弱い

例：本来、1兆円でできた仕事を2兆円でやってもその差額を返済しなさいということ
はできない

また、この教訓が次の予算作成の教訓としても活かされない

⇒この点が特に問題である。

地方財政論特別講義

電脳都市神奈川県藤沢市にみる

12月8日

第4章 地方公共支出の経済学

<復習>

家計 企業 政府 が経済には存在する。(3つの経済主体)

→市場を通じて行動する

各経済主体の行動目的

- ・家計 効用最大化を目的にして行動する
- ・企業 利潤最大化を目的にして行動する
- ・政府 何かの最大化を目的にして行動する

→何を最大化するか？

住民のため？ 政府自身のため？ 見解の相違がある

p 69 図4-1

生産可能性曲線 production possibility curve と社会的無差別曲線(厚生関数)を公共財・サービス X, Y について描いている。

→地方公共団体の目的は、「最小の経費で最大の効果をあげること」である。
これは生産可能性曲線と社会的無差別曲線が接する点で実現する。
公共財の組合わせを生産可能性フロンティア上にもってくる＝生産の効率性
その中で最大の満足をもたらす組み合わせを選択する＝配分の効率性

・効率性の区分

(1) 生産の効率性 生産可能性曲線上で実現する効率性

(2) 配分の効率性 利用可能な資源を使って生産できる X と Y の組合せの中でどうい
う生産の組合せを実現するかは政府自らが判断しないといけない

→これは、住民全体の効用(満足)を最大化するようにする。

例) ある社会に住民が2人しかいないとき、この2人の効用を最大化する
(＝社会全体の効用を最大化する)ようにする

$U_a = A$ さんの満足, $U_b = B$ さんの満足, とすると, 社会全体の効用 W は次の式で表さ
れる。

$W = W(U_a, U_b)$ この式を社会的厚生関数と一般的に呼ぶ。

<復習>

1) **ベンサム型**の社会厚生関数

$W = U_a + U_b$ 無差別曲線は直線になる

2) **ロールズ型**社会厚生関数 社会で最も不遇な人の厚生を最大化する

$W = \min(U_a, U_b)$ 45度線で屈折するような無差別曲線になる。

3) **バーグソン＝サムエルソン型**社会厚生関数

$W = W(U_a, U_b)$ 原点に対して凸になるような無差別曲線

<point>

生産可能性曲線と社会厚生関数との接点(交わってはいけない)が効率的な点である。



ただし、この接点は地方によって異なる可能性は十分ある。

∴地域により財に対する選好は違うと考える方がより一般的である。

しかし、現在では中央政府により集権的に選好が決められているので、

本来、地域住民の求めている公共サービスの供給が行われていないかもしれない。

その観点からは、地方分権化が望ましいという結論が得られる。

<問題点>

→この社会厚生をどのように調べるか(測るか)?

これができないと、政府が望ましい公共財の供給水準を知ることができずに、本来の効
率的な供給水準を実現できない

∴政府が社会厚生を判断できないと、効率性を実現できない(非効率性)可能性も残る

生産要素 労働・資本・(土地)が普通考えられる

労働 w

資本 (機械) r

費用面から政府の生産性を見ると図 4-2 となる。

<経済学の復習>

等産出量曲線 (等量曲線) isoquant curve とは？

→この場合、生産関数として $Y=F(K,L)$ を考え、生産曲面を描く。

この時、ある生産量を確保するときの K と L の組み合わせを示すのが等 (産出) 量曲線となる。

◎X 非効率性

$X=unknown$ (原因不明) の非効率性

元来は社会主義国の生産性の低さの理由の説明の為に使われた

<考え方>

→生産可能性曲線が原因不明の理由によって内側へシフトしてしまう

<考えられる原因>

→労働者の incentive に与える影響

⇒もし、働いても働かなくても給料が同じだけもらえるなら、勤労の incentive がなくなり、

生産可能性曲線が内側へシフトしてしまう

(復習) 資本主義社会では、生産に貢献した分に対する報酬を受け取る (=限界生産力原理)

<問題>

→どのくらい内側にいくのか？

→生産に応じた報酬をどのように与えるか (特に公務労働に対して)

2. 公共サービスの最適供給

焦点：住民の満足を考える $\therefore U_a, U_b$ を考える

公共財を 1 つだけ (X とする) 考えるとき、どこまで公共財 X を供給すべきか？を考えると、

A(B) さんの公共財の量と効用の関係

公共財の量が増加すればするほど A(B) さんの追加的に得られる効用は低下していく (限界効用が逡減しているという)

$MC=cX \therefore MC$ は傾き c の直線になる

価格 数量

民間財	同一	異なる
公共財	異なる	同一

☆公共財の価格のことを、租税価格ともいう。また、公共財には等量消費の原則がある。

公共財であるので、**社会的な限界便益** (社会的な MB 曲線) は A と B の MB 曲線を垂直方向に足し合わせる

(cf.民間財の場合は、水平方向に足し合わせる)

⇒これによって、その財に対する社会的需要曲線が導出できる

↓

そして、社会的な MB=社会的な MC となる点が社会全体で一番良い公共財の供給量を実現する点となる

例) $MSC=MSBa(2000)+MSBb(1000)$ となっている

→∴民間財のように公共財に価格 (**租税価格**) を付けていることになる

(この例では A さんは 2000 円, B さんは 1000 円を公共財の対価として支払う)

利益説 租税は公共サービスに対する対価として支払う

∴租税価格の考え方は、利益説に合致する

→このアイデアを発展させたのがリンダールであり、これにより出てきた答えを**リンダール解**という

・リンダールメカニズムとは？

<仮定>

A さん, B さんがいる

道の整備に対して、各人の負担割合を考えると、

A さん h B さん (1 - h) ←2 人の負担割合を合計すると 1 になるから

ボックスを描いて、A,B について横軸を公共財にとると、右下がり (右上がり) の需要曲線が得られる。

均衡点でないと、公共財の需要量が一致しない (2 人で) ので、政府が思考錯誤して負担比率を提示することにより均衡点に達成しようとする

<結論>リンダールメカニズムでは、

- ・最適公共財供給量が決まる
- ・最適な租税負担割合 (最適租税価格) がきまる

∴この 2 つが同時に決まるというのがこのリンダール解の特徴である

<問題点>

・はたして各人が公共財の需要を正確に表明するか？

→高い需要を表明すると、当然高い租税価格に直面する。それを回避するためウソの需要(選好)を表明したら、どうなるか？

(1) ウソを表明する人数が少ない時

→あまり影響はないかもしれないが、**ただ乗り**「free rider」という現象が発生する

(2) 多くの人数がウソを表明するとどうなるか？

→公共財供給に対する影響は大きくなりそうである

∴

◎まとめ

みんながウソをつき、ただ乗りのインセンティブが働くと、公共財の過小供給につながる

◎利益説に基づいて考えると、このメカニズムは正直であればあるほど損をするというシステムであるので、ただ乗りのインセンティブがはたらく。

→これを改善するメカニズムの1つとして、クラーク・メカニズムがある

(参考) 岸本哲也『公共経済学(新版)』有斐閣

c f. ただ乗り ↔ 無理乗り

p75 多数決投票

中位投票者理論 (median voter theory)

→真ん中の水準で公共財の供給量が決まる(中位と平均は異なる)

困る時

多数決投票によりうまく決まらない時どうするか (p 79)

これをうまくグラフで表すとどうなるか？

縦軸に、選好順序をとり、横軸に政策案をとり選好順序を考える (Musgrave(1984) 訳書 130 ページ参照)

(1) 決まる時(多数決で結果が決まる時)

<特徴>ピークが1つだけ

⇒このような選好のことを**単峰型選好**という。

(2) 決まらない時(多数決で結果が決まらない時)

<特徴>ピークが2つあるような選好順序がある

⇒このような選好のことを**複峰型選好**という(実際は少ないかもしれない)。

設定次第で結果が一意に決まらず、結果が循環する。

→このことを、**投票のパラドックス** voting paradox といい、多数決均衡が決まらない

<解決の方法>

・**点数投票** みんなに同じ持ち点をあげ、それを自由に使える

例) 持ち点を 10 点とし、それぞれ 3 つの政策に対して得点を配分する

D さんの配分 政策 a 3 政策 b 5 政策 c 2

E さんの配分 政策 a 9 政策 b 1 政策 c 0

社会全体の得点 12 > 6 > 2

問題

結託取引を許すことが発生する

◎**Arrow の不可能性定理**

→合理的な想定の下で社会的な順序付け（意思決定）をすることはできない

ニスカネンのモデル

総便益と総費用を縦軸に、公共財の量を横軸にとると、

公共財の供給量が増加すると、限界便益は低下するので、総便益も逓減する

もちろん、総費用は一定倍で増加する

経済学では、限界で見る傾向がある。純便益で見ると官僚は本来望ましい水準より多く予算を取る傾向にある。(国民がいいと思うポイントと官僚がいいと思うポイントがずれる)

→無理乗り

◎レポート課題

どのように住民の選好を知ることができたらいいか？

その方法は？

または、いま行われているような公共サービス供給がどれだけ

住民の好みを反映していると思うか？

1 2 月 1 5 日

1. 租税の基礎的な考え方

1) 税(租税)tax 漢字の意味で考える

のぎへんは「できたもの」、右側は「とる」ということを示す

昔は現物で取られていた（米など）が、わが国では明治に入って貨幣で取られるようになった

2) <復習>国家の形態の推移

家産国家→無産国家(租税国家へ)

3) 資本主義社会の基本的考え方

→財産権(私有財産制度)を積極的に保護しようとする

cf.一方、**財政権**(税金を取ることができる権利)というものも国家には認められている(合法化される)

∴この二つの考え方は相反するものとなる

しかし、財政権には一定の制約がある＝財政民主主義(国家が支出をする際には民主主義を背景にしないといけない)日本国憲法にもこれは明記されている

2.財政学の考え方

1) **租税根拠論**――なぜ租税を払わないといけないのか？

→今ある租税は次のいずれかの考え方に沿って考えられている

(1) **有機主義国家観**: ドイツ

→社会は家計・企業・銀行などいろんな機関から成立している。

国家は家父長的な役割を国民に対してする(∴親のような存在)。よって、国民は親の役割を担う

国家に対して自分を保護してくれる国家に対して存立と維持を目的に租税を支払ったり、財産などを義務として租税を支払わないといけない。⇒**租税義務説**(義務として租税を支払う)

(2) **社会契約説的国家観**

→国家は国民が必要であるからつくったのである。財産権などを「万人の万人による闘争状態」から保護するため、契約を結んで個々の財産を保護してくれるような国家をつくるべきという風に考える

租税は守ってくれる(守って利益を与えてくれる)国家に対して税金を払う⇒**租税利益説**(利益からの対価として支払う)

相違点

「契約」というところが違う

つまり、結んだ契約を履行しないなら、(2)の考えなら契約を破棄することができる

∴税金を払ってくれない国家は潰れてしまう

(1)の方は、契約というところまで考えておらず、国家は常にありつづけるものである

○能力説と利益説

(1) 義務として支払う→ただし、租税を支払う能力に応じて支払う(**能力説**)

∴支払う能力のある人はたくさん支払い、そうでない人はたくさん支払わない

(2) は利益に基づいて支払う (利益説)

財政民主主義の原則 「同意無ければ課税なし」 (実際は unknown)

納税 納税者 tax payer (租税を支払う人—立場は対等で、どのように使われるか監視する権利を持つ)

→お上に納めるというイメージがある (どのように使われているかは知る権利をあまり持たない)

∴ tax payer としての意識を持ち監視をする権利を持つ必要がある

2. 租税概念の基礎

1 租税の分類法その 1

(1) 直接税 納税者=担税者, ということを税法 (制定者) が予定しているような税
例) 所得税, 法人税

(2) 間接税 納税者と担税者とが異なるようなことを税法 (制定者) が予定している税

例) 消費税 (消費税を実際に支払う (負担) しているのは納税者ではない。

消費者が最終的に負担する) ∴ 租税の転嫁が発生している

◎ 租税の帰着と転嫁の考え方

∴ 間接税とは転嫁が起こるような税金のことである

最終的に誰が租税負担をするか=帰着 incidence

<用語>

納税者 税金を税務署に納める人

担税者 税金を負担する人

2. 租税の分類法その 2

直接税の中にも必ずしも転嫁の観点からすると直接税というよりはむしろ間接税というのがある

例 1) 法人税

法人は、税負担を消費者に転嫁することができる (値段を上げる)

∴ 法人税の負担を消費者に転嫁している

例 2) 消費税 (通常間接税と考えられている)

立場の弱い業者は消費税を自腹を切る時があるかもしれない

∴ 担税者=納税者となっているときもある

ところで、法人税の転嫁をみる時でも、どれぐらい転嫁がされているかが分からない

(業種などによっても異なる)ので、詳細は分からない(転嫁率についての確固たるデータはない)。よって税法立法者が転嫁を予定しているものを間接税と分類している。

税率の区分

1. 租税賦課の方法

(1) **担税力**をもつ税源をみつける 例) 所得, 消費, 資産など

(2) **課税客体**の決定 個人の所得, 個人の消費など

(3) **課税標準** tax base 課税客体の数字化

を定義した上で, 税金を決めていく

課税標準×税率=税額

2. 税率の区分

(1) **法定税率 (表面税率)**・・・法律で決められた税率 (税法に書いてある税率)

(2) **限界税率**・・・所得が1円 (少し) 増加した時に, 税金の支払いがいくら増えるかを示したもの

つまり, 1円の所得増加が直面する税率のこと

$T = t(Y - E)$ より両辺を Y で微分すると (Δ は増分を示す)

$\Delta T / \Delta Y = (dt/dY) \cdot (Y - E) + t$ これを書き直すと,

$\Delta T / \Delta Y = t + (Y - E)(dt/dY)$ となる

(3) **平均税率 (実効税率)** T/Y

所得税を具体例として考えると

課税標準: **課税所得** = 所得 (Y) - **課税最低限** (E), で定義される

例) 年収 1000 万円の人がいるとする

課税最低限の機能

扶養控除, 配偶者控除, 基礎控除など, 各家計の状況により異なる

(平成 12 年度は, 所得税で夫婦子二人 (ただし子の内の一人は特定扶養親族に該当) で計算すると,

384 万 2000 円となっている<政府税制調査会答申 89 ページ>)

支払うべき税 (T) = $t(Y - E)$ t : 税率

∴ 課税所得の税率倍 (t 倍) となる

平均税率 (実効税率) $T/Y = t \{1 - (E/Y)\}$

∴ 表面税率だけを見て高い税率だということはできない。抜け穴 (ループホール) である E の部分の大小も考慮しないとイケない

アメリカの例 税率を下げてその分抜け穴をふさいでいったので実効税率が上昇した

c f. わが国の例 グラフに書くと, 縦軸に平均税率, 横軸に所得をとると, 金持ち

ほど平均税率は低下するようなグラフを描くことができる
法人税も同様の分析が可能

実効税率 $\uparrow \rightarrow$ 平均税率 $\uparrow$

$E \downarrow \rightarrow$ 平均税率 $\uparrow$

横軸に所得，縦軸に平均税率をとると

$Y \uparrow$ T/Y 一定 比例税 $T=tY$ 横軸に水平

$Y \uparrow$ $T/Y \uparrow$ 累進税 右上がり

$Y \uparrow$ $T/Y \downarrow$ 逆進税 例) 定額税 右下がり

超過累進税と単純累進税

課税所得 0～100 未満	10%	
100～200 未満	20%	
200～300 未満	30%	とする。

では，課税所得が 250 の人がいるとき，この人はいくら税金を支払うか？

最初の 100 について， $100 * 0.1 = 10$

次の 100 について， $100 * 0.2 = 20$

次の 50 について， $50 * 0.3 = 15$ $\therefore$ 租税は $10 + 20 + 15 = 45$ となる

このような累進課税制度を「**超過累進税**」という

cf. 普通に 250 に 30% の税金をかけると， $250 * 0.3 = 75$ となる 租税 75 となる

$\rightarrow$ このような課税の仕方を「**単純累進税**」という

◎なぜ「単純累進税」でなく「超過累進税」が採用されているか？

$\rightarrow$ 単純累進税の下では所得の多い人が税引き後の手取りの所得が小さくなるという逆転現象がおこるから

税収の**弾（力）性** ET: Elasticity of Tax : 無名数（単位はない）

<定義>

所得が 1% 変化した時，税収は何% 変化するかを見る

$$(\Delta T / T) / (\Delta Y / Y)$$

$$= (\Delta T / T) * (Y / \Delta Y)$$

$$= (Y / T) * (\Delta T / \Delta Y)$$

ここで， $T/Y = t$ であるから， Y/T は， $Y/T = 1/t$

$\Delta T / \Delta Y$ は限界税率であるから， t' で表す

$$\therefore (Y / T) * (\Delta T / \Delta Y)$$

$$= t' / t$$

ET=1 の場合 比例税
 ET>1 の場合 累進税 景気がいいと税収↑, 不況期には↓の程度が大きい
 ET<1 の場合 逆進税

1 2 月 2 2 日

1. 間接税の税率区分

1) 従価税と従量税の区別

従価税 ad valorem tax = 価格 (値段) の何%という形で払う税金 例) 消費税

従量税 unit tax = 財やサービスの一定量につき一定額を支払う 例) タバコ税, 酒税

2) 従量税と従価税の経済学的な違い

→物価が上昇している時 (インフレ時)

例) 1000 円の 10% 従価税 100 円

従量税 100 円

物価が倍になると, 1000 円のは 2000 円になる

従量税は物価上昇により, $100/2000$ と, $10\% \rightarrow 5\%$ へ割合が低下する

従価税は物価が上昇すると, $2000 * 0.1 = 200$ (円) になる

2. 租税原則

1) アダム・スミス A.Smith の 4 原則

(1) **公平の原則**・・・租税を取る時は公平に取らないといけない

→スミスの公平観とは, 租税は政府が提供するサービスに対する便益として支払い, (利益説) またその支払能力 (稼いだ所得) に応じて租税負担をする。(能力説)

(2) **明確性の原則**・・・税率・課税標準などが明確に一律に決まっている (租税法律主義)

(3) **便宜性の原則**・・・納税者の便宜 (都合の良いように) に沿うように税を取らなければならない 例) 時期・方法など

(4) **徴税費最小の原則**・・・i) **納税費用 (納税協力費)**, ii) **徴税費用 (税務行政費)** をなるべく小さくすることが求められる (納税側, 徴税側とも最小費用で行うべき)

中立性 (効率性) という, 経済活動に阻害効果を与えないような租税にするべきだ, という考え方がこの中には含まれている。(超過負担を最小化する)

2) アドルフ・ワグナー A.Wagner (ドイツ正統派財政学) の 4 大原則・9 小原則

1) **財政政策の原則** 租税を財政政策で使う

(1) 租税の十分性 租税は政府活動を行う上で十分足りるものでないといけない

(2) 課税の可動性 必要な時に必要なだけ速やかにとれるものでないといけない

- 2) 国民経済の原則 経済活動にあまり悪影響を及ぼさない
- (3) 正しい税源の選択 何に課税するか(消費か所得か資産か, など) 正しく選択を行う必要がある
- (4) 正しい税種選択 税源が同一でも, 消費税で取るか所得税でとるか, 特定の財・サービスにかけるか

3) 公平性の原則

- (5) 課税の普遍性 遍く課税ベースがあるような税(目)を取るべきである
- (6) 課税の平等性 税は平等に取らなければならない(累進性を含む)

4) 税務行政の原則

- (7) 徴税費最小の原則
- (8) 明確性の原則
- (9) 便宜の原則

☆A.Smith の 4 原則と A.Wagner の 4 大原則・9 原則の対応関係

Smith の 4 原則	Wagner の 9 原則
公平性	公平性の原則
明確性の原則	明確性の原則
便宜性の原則	便宜の原則
徴税費最小の原則	徴税費最小の原則

3) スミスの 4 原則とワグナーの 4 大原則・9 小原則の決定的な違い

スミスの 4 原則は税金を納める側の立場を重視したものである<納税者の立場を代表>

ワグナーは徴税側の立場を代表したものであると考えられる。<徴税者サイド>

地方税の原則は, ワグナーの原則を色濃く反映している

☆この節の内容については, 第 1 回目のノートも参照

3. p 125 地方税の原則

1) 安定性の原則・伸長(張)性の原則

→安定した税収を確保することが望ましい。また必要な時には, 税収の伸縮性があるようなものが良い

例) 所得税は伸長(張)性がある(好景気時には税収が増加し, 不況時には税収が減少する)

→その程度は, 税収の弾(力)性に関係する

<復習>

ET=1 の場合 比例税

ET>1 の場合 累進税 景気がいいと税収↑, 不況期には↓の程度が大きい

ET<1 の場合 逆進税

∴伸長(張)性があるとは, ET>1 であること, 安定性は ET<1 ということになる

∴両方同時に満たすことはできない⇒どちらを優先させるかで解釈が異なる

2) 普遍性の原則

→どこでもとれる 普遍的な税源がよい 例) タバコ税

3) 応益性の原則

→地方税は公共サービスをの財源を調達するための税を, 各納税者にいかに配分するか
税の負担配分は応益原則を適用すべきという考え方

→負担分任の原則

∴地方公共財の便益に対する, 対価としての課税

→便益を何で図るか? が問題となってくる

3. 消費税と地方消費税の地方への移管

1. 付加価値税 Value Added Tax ; VAT とは何か?

<前提>通常次のような取引を前提として考える

製造業者→→→卸→→→小売→→→消費者
売上 100 200 300 消費者は 300 で購入

仕入 0 100 200

つまり, 各段階で 100 ずつ付加価値 Value Added がつく。

<ケース 1>10%の売上税を課す(単段階課税で, 卸にかける)時

製造業者→→→卸(ここで課税)→→→小売→→→消費者
売上 100 200→220 320 で売る 320 で買う

(税 $200 \times 0.1 = 20$) (値段に上乗せ)

仕入 0 100 220

納税額 20

∴納税者と担税者が異なる間接税の典型で, 転嫁がおこっている(この場合, 前方転嫁

(前転)

前転＝生産・流通の前方に向かって税が転嫁されること←→後方転嫁（後転）

<ケース 2>工夫を行うと，単段階課税は次のように納税額を少なくすることができる

製造業者→→→→卸（ここで課税）→→→→小売→→→→消費者
売上 100 150→165 300→315 で売る 315 で買う
(税 $150 \times 0.1 = 15$) (値段に上乗せ)

仕入 0 100 165

納税額 15

ただし，小売売上税をかけると

製造業者→→→→卸→→→→小売（ここで課税）→→→→消費者
売上 100 150 300→330 で売る 330 で買う
 $300 \times 0.1 = 30$

仕入 0 100 150

納税額 30

こうすると，先程出てきたような納税額の軽減はなくなる。しかし，
→小規模事業者に課すことは困難（帳簿作成上の問題などから）。また，取りこぼしも発生する

∴単段階課税は問題が多い

2) 多段階課税方式

(1) 取引高税：取引段階ごとに課税される

製造業者→→→→→→→卸→→→→→→→小売→→→→→→→消費者
売上 110 231 364.1 で売る 364.1
で買う

納税額 $100 \times 1.1 - 100 = 10$ 納税額 $210 \times 1.1 - 210 = 21$ 納税額 $331 \times 1.1 - 331 = 33.1$

仕入 0 110 231

納税 10 + 21 + 33.1 =
64.1

∴取引段階が多くなればなるほど納税額が必然的に多くなるので、企業の垂直的統合を促す機能がある。

(2) 付加価値税 VAT

	製造業者	→→→→→→→	卸	→→→→→→→	小売	→→→→→→→	消費者
売上	100		220		330 で売る		330 で買う
納税額	$100 \times 0.1 - 0 = 10$		$200 \times 0.1 - 10 = 10$		$300 \times 0.1 - 20 = 10$		
仕入	0		110		220		

$$\begin{aligned} \text{納税} \quad 10 + 10(20 - 10) + 10(30 - 20) &= \text{納税額 } 30 \\ &\text{卸段階で納めるべき} \quad \text{小売段階で納めるべき税} \\ &\text{- すでに納めた税の合計} \quad \text{- すでに納めた税の合計} \end{aligned}$$

ポイント 前段階支払い消費税額を控除できる (**前段階税額控除方式**) ので、どの段階で課税がなされても無差別

各段階での付加価値に対して課税される

<数式>

税率を t ,

売上段階の製造業者・卸・小売をそれぞれ $S1, S2, S3$,

仕入段階の製造業者・卸・小売をそれぞれ $P1, P2, P3$ と表すと,

$(tS1 - tP1) + (tS2 - tP2) + (tS3 - tP3)$ ここで、 $S1 = P2, S2 = P3$ であるから、(上の流れ図参照)

$$= t\{(S1 - P1) + (S2 - P2) + (S3 - P3)\} \quad Si - Pi : \text{付加価値}$$

ここで、 $P1 = 0$ であるから、

$t(S3 - P1) = tS3$ ∴ 付加価値税の税収は小売段階売上税の税収と同一となる

<特徴>

- ・ 付加価値の合計が同じである限り、入ってくる税収は同一である
- ・ 業者間で支払い税額のチェック機能が働く → 徴税費用が節約できる
- ・ このタイプの税は、複数税率の導入が可能となる

(例) 製造業者の段階で課される税率を $t1$, 卸段階で課される税率を $t2$, 小売段階で課される税率を $t3$ とすると,

$$\begin{aligned} &(t1S1 - t0P1) + (t2S2 - t1P2) + (t3S3 - t2P3) \\ &= (t1S1 - t0P1) + (t2S2 - t1S1) + (t3S3 - t2S2) = t3S3 - t0P1 = t3S3 \end{aligned}$$

<分かったこと>

→食料品**非課税**とは、消費税をかけないという意味にとられているが、食料品自体の免税や特定の業者について消費税を取らないなどいろいろと考えることができる。

→**軽減税率**を使うことは、前段階税額控除法の付加価値税の場合、最終の小売段階で低い税率を使わないと低くならない

食料品に一切税金をかけない⇒**ゼロ税率**の適用 (完全に税負担は無くなる) も考えられる

＜複数税率導入へ必要なこと＞

現在の場合は、**帳簿 (アカウント) 方式**であり、複数税率には対応できない (できるが、大変な労力が必要)

↓

仕送り状方式 (**invoice 方式**) の導入が最低限必要になってくる

◎地方消費税のこれから

1) 地方間の税率が異なるという **複数税率** の導入は可能 (1 つの地域で取引全てが完結している場合)

↓

しかし、現実的に孤立している (1 つの地域で独立している) 地域はないので、税率の低い所で物を買おうとするようになる

∴消費者の消費行動、企業立地、地方税収に影響を与えてくるはずである (アメリカの例)

2) 地方に税源 (特に消費税など) を移譲するのに、どのようにして行うか? それに対する方法は十分に示されていない

(本来の地方分権の考え方では、地方で独自に徴収すべきである)

1 月 1 2 日

1.地方交付税の仕組み (教科書 181～)

1) 歴史

＜背景＞1930～1931 の経済恐慌⇒農山漁村経済に深刻なダメージを与える

↓

同時に、地方公共団体の事務・事業量も増加の一途をたどる

↓

∴地方公共団体の厳しい財政を救うために考え出されたもの

1936 年 町村に対して臨時財政補給金

1937 年 市や府県に対しても臨時財政補給金

1940 年 地方分与税制度の創設

(1) 還付税・・・現在の地方譲与税と同じ(効率上、国が徴収した方が良いような税金)

(2) 配付税・・・現在の交付税と似ている(国税の一定割合を市町村に配付する)
1/2 を課税力に逆比例(税金をかける力の弱い所には多く)して与え、1/2 は財政需要に比例して与えた

1949 年 シャウプ勧告により戦前の制度は廃止された

<理由>(1) 国税の一定割合を支給する制度だと⇒国税が変化すると、配付税額も変わってくるから

(2) 財政需要の中でこと細かにまで考えていない(正確な財政需要を反映していない)

◎シャウプ勧告では、

∴国庫負担金の廃止(次回説明)

→この代替財源の確保と地方配付税の改善を目的に

↓

地方財政平衡交付金の採用を勧告した

<仕組み>まず、各地方で財政需要(どれだけ財政が必要とされるか)を計算する
その上で、独自で取っている税などによる収入(財政収入)と財政需要を比較する。

一般的に、多くの地方公共団体では、財政収入<財政需要、となっているから、

∴財政需要－財政収入＝財源不足額、となる

各地方の財政不足の合計額(つまり、各地方全ての財源不足額の合計)を国が面倒を見る

これにより、地方になるべくお金が回るようにした(国の都合でお金が減らされるということはない)

<現実>

この制度は実現されたが失敗した。

(理由) 平衡交付金額の算定において、国と地方の見解が食い違い、地方の側で計算した額よりも、国が十分な額を渡すことができなかった

1953 年 地方交付税制度の完成

<特徴－1>配付税であったシステムを流用する

・国税5税(所得税・酒税・法人税・消費税(1989 から)・たばこ税)の一定割合をあて

ている

＜参考＞平成 12 年度では，所得税・酒税・法人税は，32/ 100

消費税の 29.5/ 100 たばこ税の 25/ 100 となっている

(ただし法人税は当分の間 35.8/ 100 となっている)

＜例＞消費税の場合

i) 1989 年導入の 3% の消費税率の時

消費税収が 10 兆円あったとすると， $10 \text{ 兆円} \times 0.2 = 2 \text{ 兆円}$ が消費譲与税 $8 \text{ 兆円} \times 0.24 = 1.92 \text{ 兆円}$ が地方交付税に回される消費税分となる

ii) 1998 年の消費譲与税廃止により，消費税の税率は国税 4% + 地方消費税 1% となった。
よって，地方に回されるのは，この地方消費税の 1% 分と国税 4% 分の 29.5% となった。

＜計算例＞5% の消費税で 10 兆円の税収があった。

この内，2 兆円は地方消費税である。

残りの 8 兆円に，29.5% をかけると，2.36 兆円

∴ 地方交付税交付金額は $2 \text{ 兆円} + 2.36 \text{ 兆円} = 4.36 \text{ 兆円}$ となる

＜特徴－2＞基準財政需要と基準財政収入の差額を計算しこれがプラスなら，交付税を給付する

(→これがシャープ勧告の提案にかなっている)

＜計算例＞

国税五税の合計が 10 兆円だとすると，

普通交付税 94%

特別交付税 6% (災害などの特別な需要発生時に渡すことができる部分)

◎基準財政需要 (D) と基準財政収入 (R) の計算方法

1) 普通交付税の計算

$D_i - R_i =$ 財源不足額

$\Sigma (D_i - R_i) =$ わが国全体での財源不足額

∴ $D_i < R_i$ の団体には地方交付税は交付されない (不交付団体という) 例) 東京都，

☆不交付団体に対して，逆に地方交付税を徴収 (= 逆交付税) することはできない。

$D_i > R_i$ の団体には地方交付税を交付する (交付団体という)

2) 基準財政需要の定義と計算

i) 基準財政需要の定義

→ 財政需要を各行政費目ごとに経常経費と投資的経費に区分して算定した額の合計額
(つまり，標準的な行政を考える時に，どれだけの費用がかかるかを計算する)

ii) 基準財政需要額の計算方法

基準財政需要＝測定単位×単位費用×補正係数

- ・単位費用 標準的な行政単位（都道府県 170 万人，市町村 10 万人）でかかる費用を考えている
- ・測定単位 例) 小学校なら教職員数
- ・補正係数 地方それぞれの特徴に応じて修正される係数のこと

3) 基準財政収入額の計算

<定義>

→地方税を標準税率で課税する時に入ってくる税収

ただし，その税収全てでなく，

⇒都道府県なら，80%，市町村 75%として考える

都道府県の普通税収の 20%，市町村の普通税収の 25%は留保財源としてすえおかれる

（1－留保財源率）普通税収＋地方譲与税＝基準財政収入額，となる

◎留保財源の機能

- (1) 基準財政需要額は全ての地方公共団体のあるべき財政需要を完全に捕捉していない
- (2) 留保財源がないと一般財源（その地方が自由に使える財源）の総額が基準財政需要額によって決定され，かえって地方財政の自主性を失わすことになる

一般財源

＝地方税 T＋地方交付税

＝地方税 T＋D－R

＝T＋D－（0.8T＋地方譲与税）：都道府県の場合

＝0.2T＋D－地方譲与税

(3) 全て算入すると，増加した税収の分だけ地方交付税交付金は減らされてしまう

すなわち，地方公共団体は 100%の限界税率に直面している

∴留保財源を残すことで，地方税収を上げるインセンティブを与えている

<疑問>

国税の一定割合を 15 兆円とすると，（基準財政需要－基準財政収入）の各地方団体の合計額が一致することはほとんどない

（近年では，基準財政需要－基準財政収入（これを 20 兆とする）の方が大きい）

よって，より正確には≒となる

∴交付税額≒基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額

よって，交付税率を上げると解決するが，そうすると国の手元に残る分が小さくなる

↓

ではどうするか？

∴特別会計(交付税及び譲与税等特別会計)から、借り入れをする
(この場合は $20 - 15 = 5$ 兆円の借り入れをする)

借入先 財政投融资資金など

2. 財政学の観点からの交付税の見方

1) 交付税の機能

(1) 財源保障 たとえ金持ちの地方と貧乏な地方とがあっても、住民がどの地方に住んでいてもまんべんなく最低限のサービスを受けられる(この水準をナショナル・ミニマムという)

∴ナショナルミニマムの達成のための財政援助

(2) 財政(財源)調整

財政力(課税力)の地域間での違いの存在⇒この差をいかに減らすか？

地方間で強い所から弱い所へ移転する

このことで、財政力格差を縮小させようとする

ケース 1

A	A-1	1000	100	210	70	-30
	A-2	1000	100		70	-30
	A-3	100	10		70	60
B	B-1	1000	100	120	40	-60
	B-2	100	10		40	30
	B-3	100	10		40	30

<仮定>税率は各人10%で一律とする

地方税収に基づいて公共サービスを提供する(等しく)

財政余剰(ブキャナンの用語)は、公共サービスー税額

∴財政力格差発生

A-3, B-2, 3 は所得で等しいが、財政余剰で見ると後者は小さい

∴受けるサービスが同じ税額を支払っているのに異なる

Aを基準にすると、Bの税収総額は90不足する ∴不足分を補填する

ケース 2 (B に 90 という不足分を補填したとき)

A	A- 1	1000	100	210	70	- 30
	A- 2	1000	100		70	- 30
	A- 3	100	10		70	60
B	B- 1	1000	100	210	70	- 30
	B- 2	100	10	(120+ 90)	70	- 30
	B- 3	100	10		70	30

ケース 3 (税収を A から B へ 4 5 わたす (わが国の交付税制度はそのようなことはしない) : 水平的調整のケース $\longleftrightarrow$ 垂直的調整)

A	A- 1	1000	100	165	55	- 45
	A- 2	1000	100	(210- 45)	55	- 45
	A- 3	100	10		55	45
B	B- 1	1000	100	165	55	- 45
	B- 2	100	10	(120+ 45)	55	45
	B- 3	100	10		55	45

ケース 4 (中央政府が A の 3/ 7 の税収を取り上げる)

A	A- 1	1000	100	120	40	- 60
	A- 2	1000	100		40	- 60
	A- 3	100	10		40	30
B	B- 1	1000	100	120	40	- 60
	B- 2	100	10		40	30
	B- 3	100	10		40	30

財政余剰 (ブキャナンの用語)

公共サービスは各人等しく行く

財政余剰 (ブキャナンの用語) は, 公共サービスー税額

図 10-3

東京都のように、地方交付税不交付団体なら地方税収をなるべく大きくしようとする
(その分、使える自主財源が増加するから)

図 10-4

一人あたり税収の多い道府県で並べた時、交付金をも考慮すると逆転現象が発生する

試験対策

交付税の仕組みと問題点を東京都税制調査会の答申なども参考にしながら考えておいて
ください

1 月 2 6 日

0.補論 国の予算決定について

内閣が予算案を国会に提出し、まず衆議院から審議が行われる

↓

前年度までに来年度の予算を国会で通すことが望ましい(年度内成立)が、実際はそうではない場合もある。しかし、国会の議決が必要な点は変わらない。(国会で前年度中に議決された予算を、**本予算(当初予算)**という。本予算が前年度内に議決されない場合は暫定予算を組む。)

↓

予算確定後、内閣は各省庁に予算を割り振る

<メモ>わが国の一会計年度は4月1日から翌年の3月31日までを指す(財政法第11条)

◎では、いったん決まった予算を年度の途中で変えることは出来るのか？

答 出来る(いわゆる**補正予算**)

◎あらかじめ本予算で決められた使途以外に予算を使うことが出来るか？

答 出来る(**移用・流用**、という)←財政法第33条

移用＝異なる組織(例：文部科学省と外務省)や同じ組織であっても違う項間で当初決めた予算を使うこと

流用＝同じ組織の中で、項は同じであっても、目が違う時に使う

(同一「項」内の「目」相互間の経費の融通)

◎移用や流用は無制限に出来るか？

答 できない

歳出の分類

項 大きな分類（例：厚生労働省の生活保護費）

目 具体的な使途を記述したもの（例：職員基本給）

◎まとめ

項＝何のために使うかという目的別の区分

目＝どのように使うかという使途別の区分

●国会の審議対象

→国会では、「項」までが国会の議決対象（よって、項は立法科目、議定科目と呼ばれる）

「目」の部分は各省庁で決定することが出来る（よって、目は行政科目と呼ばれる）

予算総則 歳入歳出予算，継続費，繰越明許費，国庫歳入負担行為の総括的な規定の他，国債発行の限度額，公共事業の範囲などを決める

移用は，あらかじめ国会の議決があった場合に，財務大臣の承認を経てはじめてできる

流用は，あらかじめ財務大臣の承認が必要

決算の際に移用・流用の額＋移用・流用を行った理由を明示する必要がある

（これが，**財政民主主義**を保証する役目を持つ）

↓

ただし，これは事後的なことであることに注意

↓

移用や流用でなくても，予算の名前が直接示すのとは違う目的で執行されていることもある

例) 林道開発費という名目で，米軍の支援にも使われていたこともある

第9章 国庫支出金と地方財政

1.<復習>地方の財源の区分 1

自主財源 地方公共団体が独自に調達出来る財源。地方税，使用料・手数料など

依存財源 地方公共団体が国（ないし都道府県）にその供与を依存している財源。地方譲与税・地方交付税・国庫支出金など

<復習>地方の財源の区分 2

一般財源 使途非限定

特定財源 使途限定

2.地方交付税と国庫支出金

交付税＝依存財源(国税5税の一定率が来るから)，一般的に一般財源(使途が決められ

ていない

国庫支出金＝依存財源であるが、使途が決められている

3.国庫支出金

1) **国庫負担金** 国に利害があり、地方が実施する特定の事務に対して法令で国の費用負担割合が決まっているもの

例：義務教育教職員給料，一般行政費，生活保護費，災害復旧費など

2) **国庫委託金** 国の本来仕事であるが，行政効率の観点から地方に委託したときが正しい時に支給される委託金

(地方団体が負担する義務を負わない事務に対する国庫支出)

例：国政選挙の実際の作業，国の統計調査，外国人登録など

3) **国庫補助金** 国がある政策を遂行する上で，国がやるのではなく地方にやってもらった方がいいような仕事に関して与えるもの

i) 奨励的補助金 国に政策的見地から地方にやって欲しい仕事に対して奨励的に交付する

ii) 財政援助的補助金 地方の財政負担を軽減するために交付する補助金

<参考>この議論については第4回のノートも参照して下さい。

4.法的根拠

→地方財政法 (S23 制定) によって，国と地方で経費分担についてきめている

⇒基本的には，地方団体やその機関が行っている事務に要する経費は，全額地方が負担する。

ただし，原則の例外が，1),2,)3) である。

⇒例外規定が実質的には大きくなり，これが最大限利用されるようになってきているのが現実

5.国庫支出金の使い途

→1996 年度決算額でみて，総額 14 兆 7808 億円の内，6 兆 3012 億円 (42.6%) が普通建設事業費 (単独事業費と補助事業費からなる) に対する支出となっている

図 9－1

折れ線はある事業を行う際の総事業費が国庫支出金のうちどのぐらい占めるか，を示している

ここで，A:普通建設事業費，B:国庫支出金，C:補助事業費，とすると

$$\frac{B}{A} = \frac{B}{C} * \frac{C}{A}$$

国庫補助比率 補助率 * 補助事業率

グラフの解説

農林水産業費，民生費，総務費が高い。とくに，農林水産業費は左側の棒グラフ（補助事業費/総事業費）の値が高い（80%近くを占める）

理由 農道・農道空港・農業空港

6.補助金の法律的区分

- 1) 法律補助 国の補助金の根拠が法律に基づいている
 - i) 補助することが義務付けられているもの
 - ii) 補助することができると規定されているもの
- 2) 予算補助 国の補助金の根拠が法律に基づいていない（法律補助以外）

図9-2 の解説

⇒1964年度までの創設が多く，また金額も多い

3.国庫支出金の経済分析(テキスト 163～)

1) スピルオーバー（漏れ出し）

→ある地方公共団体の提供するサービスが，当該地域住民以外の人にも便益を与えること

例：神戸の人が大阪でゴミを捨てても，ゴミ処理費用をは神戸市民は負担しない

（これに着目して，東京都が昼間東京都内にいるが住居は東京以外の人にも税金を課そうとしていた）

一般に，公共サービスの供給能力と需要の大小関係は，能力(供給能力)<需要

↓

しかし，自前のお金（＝地方税）だけでは十分な量を供給できない

図9-3

教科書の例では，数量と費用が比例する，と考えている（∴限界費用 MC 一定）

価格が低下すると需要量は増加する

1) 便益がスピルオーバーしない場合

ここではまず，需要曲線(限界便益を表す)を D_a だけであると考えると，

限界費用曲線は， P_1 の水準で一定である

需要が増加すればするほど，限界便益は低下する

<復習>純便益の計算方法

純便益＝総便益－総費用

∴純便益を極大化する点はLとなり（MC=MBとなっている），数量はO-Q2となる

◎限界便益＝需要曲線から下方に向けて垂線を下ろした時のその垂線の長さ

◎限界費用＝MC曲線から下方に向けて垂線を下ろした時のその垂線の長さ

2) 便益がスピルオーバーする場合

ここで，需要曲線を2本導入する。すなわち，

Ds:該当地域外の住民(全体)の需要曲線

Da:該当地域の住民の需要曲線

∴Ds+Da(2本の需要曲線を垂直に足し合わせている)が社会的需要曲線となる

∴MB=MCであるP-Q1までしか供給しないとけない

しかし，実際は該当地域住民の需要しか見ていないので，実際はO-Q2しか供給されず，Q2-Q1に相当する過小供給が発生している

ここで，国がP1P2/OP1の割合で負担してくれるとすると，

⇒P2まで費用が下がれば該当地域住民の需要だけで評価しても社会的に最適な供給量を実現

◎国が補助金を与えることで，社会全体でも最適な供給量を実現する

◎まとめ

⇒補助金により最適供給量を達成すると，純便益はLMNを達成する

↓

しかし，この問題の仮定は，最適供給量＝既知である

↓

現実には最適供給量は分からないので補助率を高めると，(教科書の例だと，P1P3/OP1)供給量はO-Q3まで供給される

↓

ところが，この場合の社会全体の評価をみると，TSRNの損失が発生している

ここで，損失のTSRNと便益のLMNを比較すると，純便益はマイナスになってしまう

◎結論

⇒補助率を高めすぎると社会全体でみると損失が発生する

(補助率の設定を誤ると，かえってよくないという結果がこのグラフを読むことで分かる)

→また地方ごとに需要曲線は違う

⇒全国一律で補助率を決めるのは好ましくない

7. 特定財源としての国庫支出金

<復習> 国庫支出金＝使途限定→では、このことがどういう影響を経済に与えるか？

1) 国の見方

→国は特定の仕事を地方にしてほしいので、使途が限定されている方を好む

2) 地方の見方

→地方の自主性発揮のため(住民のニーズに合わせる)には、使途非限定の方が好ましい

⇒しかし、現実には国庫支出金は使途が限定されている

→この時の地域住民から見た影響は？

図9-4の解釈

<簡単にミクロ経済学の復習>

(参考文献例) 武隈慎一(1999)『ミクロ経済学(増補版)』新世社

奥野正寛(1990)『ミクロ経済学入門』日経文庫

(仮定)2財X,Yのみが世の中に存在する

縦軸にY,横軸にXをとる

一定の収入(所得)をIとし、X,Y財の購入ですべてを使い切る

X財の価格= P_x Y財の価格= P_y

∴これらの関係を式で表すと $P_x X + P_y Y = I$ ←この式を、予算制約式という

これを、X-Y平面に描くと、 $P_x X + P_y Y = I$ をYについて解くと

$Y = (I/P_y) - (P_x/P_y)X$ となるので、

傾き $-(P_x/P_y)$ ←XとYの相対価格となっている

切片 I/P_y

消費者は、X,Y財に対してある特定の選好(好み)を持っている

その様子をあらわしたものを、無差別曲線 indifferent curve という

(通常、無差別曲線は原点に対して凸になっている)

数式的には、効用をuとすると、無差別曲線式は

$u = u(x,y)$ と表される

●無差別曲線の特徴

1) ある任意の無差別曲線上では、どのようなX,Y財の消費の組合せでも満足の水準(効用水準)は同じである。

2) 無差別曲線は、通常右上方に行けば行くほど効用水準は高くなる

また、無差別曲線の接線の傾きのことを、限界代替率 Marginal Rate of Substitution(MRS) という

(限界代替率は消費者がX財を1単位追加的に消費したいときに、何単位のY財をあ

きらめることで同じ効用水準を維持することが出来るかを示している。通常、MRS は逓減する性質をもっています。)

数式的には、 $MRS = \Delta Y / \Delta X$

◎しかし、この人は予算制約内でしか買うことができない

↓

よって、このようにある消費者の効用水準を一定にする X,Y 財の組合せである無差別曲線を無数に引いてやると、ある予算制約線と接する無差別曲線がみつかる

∴この点が、最適点となる (MRS=予算制約線の傾き成立)

<本論>

X というサービスが国にとって重要である (道路、校舎の建設、など) と認識する

⇒費用の一定割合 (定率) を援助する

P_x が低下する (例えば、1000 万の事業に 500 万補助されると) ⇒ $0.5P_x$ となる (使途特定の定率補助)

この時、予算制約線 $Y = (I / P_y) - (P_x / P_y)X$ は、

切片 不変

傾き 半分になる ($- (P_x / 2 P_y)$)

よって、補助後の新しい予算制約線 BC と接する無差別曲線を探すと、 W_2 となる

→この W_2 という無差別曲線は当初の W_1 という無差別曲線よりも高い効用 (満足) 水準を示す

⇒その結果、X の量は PR 分増加する

◎では、これを使途非限定の一般財源とするとどうなるか？

<仮定> (PR 分を実現するような) 定額補助を ΔI とすると、予算制約式は

$P_x X + P_y Y = I + \Delta I$ となり、Y について解くと、

$Y = (I + \Delta I / P_y) - (P_x / P_y)X$ となります

∴切片 上昇する

傾き 変化しない

∴元々の予算制約線に平行な予算制約線が実現する

ここでは、E3 で新しい無差別曲線 W_3 とこの変化後の予算制約線が接する

⇒こちらの方が、満足水準は W_3 で、 W_2 という前者よりも高くなっている

具体例：<仮定>会社の社員食堂が味の割にも量の割にも高いとすると、

→一万円の現金と一万円の食堂食券とでは、現金の方がいい (満足が高い) に決まっている

∴ここで説明したことは一般的にも当てはまることである

また、 ΔI は交付税と解釈しても良い

<補論> グッズ goods(望ましい財) とバズズ bads(望ましくない財)

横軸に goods, 縦軸に bads を取ると, 南東方向の無差別曲線に行けば行くほど満足が高まる

(最適消費量は, goods ばかりを消費して, bads は 0 の消費)

8. 補助金獲得最大化行動

1) 図 9-5 を参照すると,

補助金交付前の予算制約線は AB, 効用水準は $W1$

→ ここで, 公共サービス X に対して国から BC/OC の国庫支出金が交付される

⇒ 予算制約線は A を基点に AC へと回転する

→ その結果地方が最適化行動 (この場合, $MRS =$ 予算制約線の傾き $= X, Y$ 財の相対価格)

をとっているならば, 効用水準は $W2$ となる

→ ところが, 補助金を与えられるサービスを過度に供給し過ぎると (例えば C 点), 補助金を受けた結果, 補助金を獲得する前よりもかえって効用水準が下がることもある

2) 実際上の問題

→ **超過負担** がつきものである

<定義> 超過負担とは?

狭義には, 実際の事業費と補助額算定上の事業費との乖離額で, 地方が負担する額

(参考: 鶴田廣巳他編著『BASIC 現代財政学』有斐閣 297 ページ)

広義には, 国庫支出金が交付される事業において, 地方公共団体の実支出額より国庫補助基本額が下回る場合に, 地方公共団体が強いられる負担のこと。

→ これは通常 1) 単価差 2) 数量差 3) 対象差 によって発生する。

ここで, 3) 対象差は無視して数式的に考える。

補助対象事務量を x ,

補助単価を y ,

(現実に行われた事務量 - 補助対象事務量) を a ,

(実際の単価 - 補助単価) を b とすると

この事務を行うのに実際に要した費用は

$(x+a)(y+b)$ となる

この式は, 次のように分解することが出来る

xy : 補助基本額

xb : 補助対象事務量の下で生じている単価差

ya : 補助単価の下で生じている数量差

ab

∴ab の部分が残ってしまいます。

ケース 1

(1) 最初に単価差 xb が生じる

(2) 単価差に加えて数量差 ya も生じている

→このとき、地方団体が追加的に負担する額は $ya+ab$ となる
(「実際にかかった単価」に当該数量を乗じたもの)

ケース 2

(1) 最初に数量差 ya が生じる

(2) 数量差に加えて単価差 xb も生じている

→このとき、地方団体が追加的に負担する額は $xb+ab$ となる
(「実際にかかった単価」に当該数量を乗じたもの)

ケース 3

(1) 単価差 xb のみが生じる

ケース 4

(1) 数量差 ya のみが生じる

∴ケース 3,4 いずれの場合も ab の部分は消滅する

(厳密にいうと、ab の部分は単価差と数量差の双方に関係する部分)

<補論> どうして単価差が最初に生じている例から説明したかということ、超過負担を狭義に捉えると、単価差の部分だけを指すから

シャウプ勧告は、国庫負担金に批判的

<理由>

・どちらが事業に責任を持っているのか不明であるから

⇒シャウプ勧告は、(市町村→道府県→国) という仕事の優先順位を考えていた

・補助率の算定が昔は曖昧であった。

・地方も補助が出る仕事ばかりをしていた

・対象事業は国が決めるが、地方の実情は見えていない

∴国庫負担金全廃

シャウプが補助金を残した理由

補助金は地方を支配する道具ではなく、指導する道具

⇒補助金による事業が地方に定着し、補助金が必要で無くなった段階で廃止して、地方税で賄う
それでも財源が足りないなら、一般平衡交付金で補う